

尾道市の入札・契約制度の概要

令和7年（2025年）4月

建設部契約課

目 次

1	入札参加資格	1
2	格付基準	1
3	発注標準	1
4	入札・契約の方式	2
(1)	条件付一般競争入札	2
(2)	通常型指名競争入札	2
(3)	随意契約	3
5	総合評価方式の導入（試行）	4
6	電子入札等の実施	4
7	設計図書配布	4
8	入札回数	4
9	見積書提出回数	4
10	最低制限価格制度・低入札価格調査制度	5
	【建設工事】	5
	適正な履行確保の基準	6
	【測量・建設コンサルタント等業務】	7
11	契約の締結	8
12	予定価格の事後公表	8
13	前金払制度	8
	前払金	8
	中間前払金	8
14	検査	9
15	工事成績評定	9
16	指名除外	9
17	談合情報対応	9
18	暴力団等排除	9
19	発注に関する情報の公表	9

1 入札参加資格

入札参加資格審査申請：当初は2年ごと（追加申請は随時受付予定）

認定業者数（有効期間：令和9年3月31日まで）

	市内業者	市外業者	合 計
建設工事	150	692	842
コンサル	15	403	418
合 計	165	1,095	1,260

令和7年4月1日現在

2 格付基準

工事の種類別格付基準に対応する発注標準

業種 等級	土木工事	建築工事	舗装工事	水道施設 工事	電気工事	管工事	その他 工事
A	870 点以上	820 点以上	970 点以上	970 点以上	970 点以上	970 点以上	970 点以上
B	870 点未満 670 点以上	820 点未満 620 点以上	970 点未満 720 点以上	970 点未満 670 点以上	970 点未満 650 点以上	970 点未満 620 点以上	970 点未満 720 点以上
C	670 点未満 470 点以上	620 点未満 470 点以上	720 点未満 570 点以上	670 点未満 470 点以上	650 点未満 500 点以上	620 点未満 470 点以上	720 点未満 470 点以上
D	470 点未満	470 点未満	570 点未満	470 点未満	500 点未満	470 点未満	470 点未満

※点数は経営事項審査の総合評価値（P）による。

※コンサル業務については、業者の格付を行っていない。

3 発注標準

工事の種類別格付基準に対応する発注標準

業種 等級	土木工事	建築工事	舗装工事	水道施設 工事	電気工事	管工事	その他 工事
A	3,000 万円以上	3,000 万円以上	3,000 万円以上	3,000 万円以上	2,000 万円以上	2,000 万円以上	2,000 万円以上
B	1 億円未満 300 万円以上	1 億円未満 300 万円以上	1 億円未満 300 万円以上	5,000 万円未満 300 万円以上	3,000 万円未満 300 万円以上	3,000 万円未満 300 万円以上	3,000 万円未満 300 万円以上
C	1,500 万円未満 130 万円以上	1,500 万円未満 130 万円以上	1,500 万円未満 130 万円以上	1,500 万円未満 130 万円以上	1,000 万円未満 130 万円以上	1,000 万円未満 130 万円以上	1,000 万円未満 130 万円以上
D	130 万円未満	130 万円未満	130 万円未満	130 万円未満	130 万円未満	130 万円未満	130 万円未満

4 入札・契約の方式

(1) 条件付一般競争入札

調達案件ごとに予め資格要件を定めて入札参加希望者を公募し、入札を行う方法（平成21年7月から事後審査方式を導入）

入札参加希望者全員を入札に参加させ、入札後に落札候補者（第1位順位者）のみ資格を審査する事後審査方式。

種 類	対 象	適 用
条件付一般競争入札	請負対象設計金額が1,000万円以上の建設工事	事後審査方式 電子入札対応

※案件により上記以外の工事を対象とする場合があります。

入札参加資格要件の設定

条件付一般競争入札における入札参加資格要件は、対象案件ごとに工事の特性、難易度等に留意し、次の項目について設定します。

入札参加資格要件

- ① 建設業の種類及び区分
 - ② 建設業の許可を受けた営業所又は主たる営業所の所在地
 - ③ 経営事項審査の客観点数（総合評定値）
 - ④ 経営事項審査の年平均完成工事高（消費税及び地方消費税相当額除く）
 - ⑤ 元請施工実績
 - ⑥ 配置予定技術者の資格及び経験又は施工実績
 - ⑦ 平均工事成績評定点
- など

(2) 通常型指名競争入札

発注者が、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して、入札を行う方法

種 類	対 象	適 用
通常型指名競争入札	○請負対象設計金額が1,000万円未満の建設工事 ○測量・建設コンサルタント業務	電子入札対応

※案件により上記以外の工事を対象とする場合があります。

業者選定方法

《選定基準》

- ① 工事又は業務の種類ごとに定められた入札参加資格者であること。
- ② 請負対象設計金額ごとに定められた等級に属する資格者から選定すること。ただし、必要に応じて、直近上位又は直近下位の等級に属する資格者のうちから選定することができる。

《選定に係る留意事項》

- ① 不誠実な行為の有無 ② 経営状況 ③ 工事成績 ④ 地理的条件
⑤ 手持ち工事の状況 ⑥ 技術的特性 など

選定業者数

請負対象設計金額	業 者 数
500万円未満	6業者以上
500万円以上1000万円未満	7業者以上
1,000万円以上5,000万円未満	10業者以上
5,000万円以上1億円未満	12業者以上
1億円以上	15業者以上

※緊急を要する場合、特殊技術を要する工事などは、基準の業者数によらないことができる。

《選定業者名の事後公表》

指名業者名は、落札者の決定後に公表します。

(3) 随意契約

設計金額が少額である、緊急性が高い等入札に適さない事由がある案件の契約方法

種 類	対 象	適 用
随意契約	○自治法施行令第167条の2に該当する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務	電子入札システムを利用した見積書提出

※災害等発生時で緊急の対応が必要な案件は、これまでどおり書面による見積書の提出を依頼する場合があります。

《自治法施行令第167条の2で定める要件》

- ① 一定金額以下の小額契約を締結するとき。
(工事200万円、測量・建設コンサルタント業務100万円)
- ② 契約の性格又は目的が競争入札に適さないとき。
- ③ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ④ 競争入札に付することが不利なとき。
- ⑤ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき。
- ⑥ 競争入札に付した結果、入札者がいないとき、落札者がいないとき。
- ⑦ 落札者が契約を締結しないとき。等

5 総合評価方式の導入（試行）

価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式で、価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達が可能になります。

施工上の工夫などの技術提案や施工実績、工事成績等を評価の対象としており、当市では、平成19年度から導入（試行）しています。

6 電子入札等の実施

平成19年度から電子入札システムを導入し、順次対象案件を拡大し、平成22年度からは、原則全ての競争入札案件で実施しています。また、令和6年度より契約課から発注する随意契約案件も同システムを利用した見積書提出としています。（御調支所以外の各支所発注の随意契約案件は、書面による見積書提出）

なお、平成24年度からは、電子入札対象案件への書面による参加（書面参加）を原則不可としています。

7 設計図書の配布

令和元年度から設計図書等はホームページからのダウンロードで配布しておりますが、閲覧にはパスワードが必要です。一般競争入札においては、期日までにパスワード照会が必要になります。パスワード照会が無く入札された場合は、入札無効の扱いとなりますのでご注意ください。指名競争入札においては、指名通知書の備考にパスワードを記載しています。なお、随意契約案件は、メールで設計図書等を送信します。見積依頼通知書に記載されたパスワードを利用し、設計図書等を閲覧してください。

8 入札回数及び

入札の回数は2回を限度とします。また、同札のときは、くじで決定します。

9 見積書提出回数

随意契約案件の見積書提出回数は3回（ただし、特命随意契約は5回）を限度とします。また、同札のときは、くじで決定します。

10 最低制限価格制度・低入札価格調査制度

(1) 最低制限価格制度と低入札価格調査制度の定義

	最低制限価格制度 (自治法施行令第167条の10第2項)	低入札価格調査制度 (自治法施行令第167条の10第1項, 第167条の10の2第2項)
定 義	予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちで最低の価格で入札した者を契約の相手方とする。	調査基準額未満の低入札があった時に、その内容の合理性を調査し、もし不合理であるとの判定が決定したときはその者を失格とし、予定価格の範囲内の次順位者を落札者とする。

(2) 本市の制度運用

【建設工事】

	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
対 象	設計金額1億円未満（上下水道設備（電気・機械）工事等は、設計金額2,500万円未満）の工事	設計金額1億円以上（上下水道設備（電気・機械）工事等は、設計金額2,500万円以上）の工事、又は総合評価落札方式を適用する工事
設定方法	最低制限価格＝最低制限価格基本額×ランダム係数 最低制限価格基本額は算出式により算出し、予定価格の75～92%の範囲でその都度設定する。ただし、解体工事については、予定価格に75%を乗じて得た額とする。	調査基準額＝調査基本額×ランダム係数 調査基本額は算出式により算出し、予定価格の75～92%の範囲でその都度設定する。ただし、解体工事については、予定価格に75%を乗じて得た額とする。

※上下水道設備（電気・機械）工事等とは、ゲート設備、ポンプ設備、受変電設備、運転操作設備及びそれらに類する機械又は電気設備工事をいう。

最低制限価格基本額の算出式又は調査基本額の算出式＝
 $(\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.90) + (\text{現場管理費} \times 0.90) + (\text{一般管理費} \times 0.68)$

※算出式に用いる工事費内訳については別に運用基準（末尾掲載）があります。

※最低制限価格及び調査基準額は、落札者の契約締結後に公表します。

○低入札価格調査制度における「適正な履行確保の基準」の導入

平成22年度から、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適當であるかどうかの判断を行うための基準を導入（明確に）しています。

この基準には、「基本的判断基準」と「数值的判断基準」があり、すべてを満たさない場合は、原則として落札者となれません。

○低入札価格調査の進め方

「数値的判断基準」のうち、「工事費総額判断基準及び工事費内訳別判断基準」を満たさない場合は、事情聴取することなく「失格」とします。

低価格入札者から提出された見積書が、工事費総額判断基準及び工事費内訳別判断基準をすべて満たしている場合に限り、事情聴取に必要な資料（追加資料）の提出を請求します。

なお、見積書や追加資料が、指定の期限までに提出されなかった場合は「無効入札」とします。

事情聴取は、低価格入札者から提出された資料に基づいて行います。

事情聴取を行ったにもかかわらず、疑問が残る場合は、必要に応じてさらに資料の追加請求をし、調査を行います。なお、今年度においても、メール等により、事情聴取を行う場合があります。

適正な履行確保の基準

1 基本的判断基準

- (1) 調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事の手抜き、下請け（予定者）へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (4) 材料・製品等は設計図書（仕様書等）に適合した品質・規格であること。
- (5) 建設副産物について、適正な処理方法、適正な処理費用が計上されていること。

2 数値的判断基準

- (1) 数量は設計図書（仕様書等）に計上した設計数量を満足していること。
- (2) 入札書に記載した価格と工事費内訳書に記載している工事費総額が一致しており、明らかに工事の品質及び安全確保の履行がされないと認められる違算がないこと。
- (3) 次に掲げる工事費総額判断基準及び工事費内訳別判断基準をすべて満たしていること。（ただし、公告その他適切な方法により周知した解体工事及び上下水道設備（電気・機械）工事等については、当該判断基準を適用しないものとする。）

工事費総額判断基準

入札価格が、次の計算式で算出した工事費総額失格基準価格以上であること。

工事費総額失格基準価格（税抜）＝

直接工事費×a＋共通仮設費×b＋現場管理費×c＋一般管理費等×d
（千円未満切り上げ。係数a、b、c、dは次の表により算出する。）

係数	設計金額(税込)		
	1億円以下	1億円超 3億円未満	3億円以上
a	0.97	$0.97 + 0.22/2 - 0.22/200,000,000 \times \text{設計金額(税込)}$	0.75
b	0.90	$0.90 + 0.20/2 - 0.20/200,000,000 \times \text{設計金額(税込)}$	0.70
c	0.90	$0.90 + 0.20/2 - 0.20/200,000,000 \times \text{設計金額(税込)}$	0.70
d	0.30	0.30	0.30

工事費内訳判断基準

- ① 直接工事費は、市が積算した直接工事費の75%以上であること。
- ② 共通仮設費（積上分及び率分）は、市が積算した共通仮設費（積上分及び率分）の70%以上であること。
- ③ 共通仮設費率分は、準備費、安全費及び技術管理費が計上されていること。
なお、建築工事（建築機械設備、建築電気設備を含む）の場合にあっては、準備費、安全費及び材料や製品の品質管理試験に要する費用等が計上されていること。
- ④ 現場管理費は、現場従業員及び現場労働者の法定福利費並びに現場従業員の人件費が計上されているとともに、市が積算した現場管理費の70%以上であること。
- ⑤ 一般管理費等は、市が積算した一般管理費等の30%以上であること。

【測量・建設コンサルタント等業務】

	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
対 象	入札に付するすべての測量・建設コンサルタント等業務。	適用なし
設定方法	最低制限価格＝最低制限価格基本額×ランダム係数 最低制限価格基本額は算出式により算出し、予定価格の60～81%の範囲でその都度設定する。	適用なし

最低制限価格基本額の算出式方法

業種区分	算 出 式
測量業務	・ 直接測量費＋測量調査費＋諸経費×50%
建築関係 コンサルタント業務	・ 設計金額×75%
土木関係 コンサルタント業務	・ 直接原価＋その他原価×90%＋一般管理費等×50%
地質調査業務	・ 直接調査費＋関節調査費×90%＋解析等調査業務費×80%＋諸経費×50%

補償関係 コンサルタント業務	・直接原価＋その他原価×90%＋一般管理費等×50%
-------------------	----------------------------

※複数の業務から構成されている業務の最低制限価格基本額は、それぞれの業務区分ごとに、上記により算出した額の合計額。

※最低制限価格は、落札者の契約締結後に公表します。

11 契約の締結

落札決定の日から、5日（閉庁日を除く。）以内に契約を締結しなければなりません。

12 予定価格の事後公表

競争入札によるもの及び250万円以上の随意契約によるものは、予定価格を落札者の契約締結後に公表します。

13 前払金制度

契約当初の前払金と工期の半ばの中間前払金の制度があります。

《前払金》

	支払条件	前払金割合	限度額
工事	設計金額が300万円以上	40%	なし (無制限)
業務	設計金額が300万円以上	30%	なし (無制限)

※「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する保証事業会社による前払金の保証が必要です。

《中間前払金》（工事のみ対象）

	支払条件	前払金割合	限度額
工事	次の①から⑤のすべてを満たしていること	20%	なし (無制限)

- ① 前払金制度対象工事で、当初の前払金を受領していること。
- ② 工期が3か月以上であること。
- ③ 工期の2分の1を経過していること。
- ④ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事にかかる作業が行われていること。
- ⑤ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

※「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する保証事業会社による中間前払金の保証が必要です。

14 検査

材料検査、中間検査、出来形検査及びしゅん工検査を実施します。

請負代金額が3,000（建築工事は5,000）万円以上の工事及び低入札価格調査実施工事を対象に中間検査を実施します。

15 工事成績評定

しゅん工時のほか中間検査実施時にも評定します。

評定結果は、しゅん工検査終了後、工事成績評定通知書により受注者に通知します。

16 指名除外

一般競争入札及び指名競争入札に参加し、並びに随意契約の相手方となるため、市長から入札参加資格の認定を受け、市の建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている業者が不正行為等を起こし、所定の要件に該当した場合には、一定期間、当該業者を指名しないこととし、又は契約の相手方としないこととしています。（指名除外措置）

17 談合情報対応

「公正入札調査委員会」を設置し、談合情報が寄せられた場合には、当該情報に関する調査を実施するとともに、公正取引委員会・警察への通知など、「談合情報対応マニュアル」に基づき対処しています。

18 暴力団等排除

平成24年4月に「尾道市暴力団排除条例」が施行されました。

暴力団等との関わりが認められた場合には、指名除外や契約解除など、「尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき対処します。

19 発注に関する情報の公表

《尾道市ホームページ》

尾道市の入札契約制度関係要綱、入札契約関係書式、年間工事発注見通し、電子入札、条件付一般競争入札、入札結果、指名除外情報等について掲載しています。

『尾道市トップページ』 <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp>

⇒ 『ビジネス・産業』 ⇒ 『建設工事等（入札・契約・検査）』

【建設工事】最低制限価格制度及び低入札価格調査制度に用いる算出式の運用基準

別 表

(この表は、工事の種類毎に、「設計書に基づく工事費内訳」を最低制限価格基本額又は調査基本額、工事費内訳別判断基準及び工事費総額判断基準の算出式に用いる場合の運用基準です。)

工事の種類			最低制限価格制度及び低入札価格調査制度(最低制限価格基本額等の算出式)に用いる工事費内訳				
			直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
① 土 木 工 事	(ア) 下記以外の土木工事		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	(イ) 鋼橋製作		直接工事費＋材料費＋製作費＋工場塗装費＋輸送費＋架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費	一般管理費等
	(ウ) 電気(一般工事)		直接工事費＋直接製作費(機器費×0.6)	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費(機器費×0.1)	現場管理費＋工場管理費(機器費×0.2)＋機器間接費	一般管理費等＋機器費×0.1
	(エ) 機械設備		直接工事費＋直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費＋据付間接費＋設計技術費	一般管理費等
② 建 築 工 事	建築(建築機械設備、建築電気設備等を含む)		直接工事費×0.75	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.25	一般管理費等
③ 工 下 事 水 道	下水道電気設備 下水道機械設備		直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋機器費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等＋機器費×0.1
④ 上 水 道 工 事	厚生労働省 水道施設整備費国庫補助 事業に係る 歩掛表で積算 した工事	土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
		電気設備※ 機械設備※	直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋機器費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等＋機器費×0.1

算 出 方 法	最低制限価格基本額又は調査基本額 (右欄合計額)	×0. 97	×0. 9	×0. 9	×0. 68
	工事費内訳別判断基準	75%以上	70%以上	70%以上	30%以上
	工事費総額判断基準	右により算出される額以上 直接工事費×a＋(共通仮設費積上分＋共通仮設費率分)×b＋現場管理費×c＋一般管理費等×d (係数a, b, c, dの算出式は「適正な履行確保の基準」参照)			

備考) 用語の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」、厚生労働省作成の「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」による。

※印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による。また、公共建築工事積算基準により積算した屋外整備工事等は、②建築工事により算出する。

○ 上記の表の見方(最低制限価格基本額等の算出式に用いる工事費内訳の運用基準)

(直接工事費の例)
最低制限価格基本額等の算出式に用いる「直接工事費」は、①土木工事では、「本市の設計書(仕様書)」に基づく直接工事費、②建築工事では、「本市の設計書(仕様書)」に基づく直接工事費×0. 75)になります。この額に対してそれぞれの率や係数を乗じます。③下水道工事等も同様の見方となります。
なお、「現場管理費」等の他の工事費内訳についても、表中の基準によるものが最低制限価格基本額等の算出式に用いる各工事費内訳となります。
(参考) 最低制限価格基本額又は調査基本額の算出式＝
(直接工事費×0. 97)＋(共通仮設費×0. 90)＋(現場管理費×0. 90)＋(一般管理費等×0. 68)

※ 最低制限価格基本額等とは、「最低制限価格基本額又は調査基本額、工事費内訳別判断基準及び工事費総額判断基準」をいう。